

自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人ら(子供及び妊婦以外)の中間指針第五次追補にもとづく精神的損害の追加賠償について、直接請求手続及び前々件ADR手続における既払金により支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、1人当たり6万円が賠償されるなどした事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 就労不能損害(給与減収分)
	イ 精神的損害(中間指針第五次追補分を含む)
期間	上記損害項目アについて 平成23年10月1日から平成23年11月30日まで 上記損害項目イについて 平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金420,000円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 就労不能損害(給与減収分)	300,000円
イ 精神的損害(中間指針第五次追補分を含む)	120,000円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月17日

（仲介委員 石原弘隆）